

八潮市町会・自治会
運営の手引き



参考にしてくださいね！！

作成：八潮市役所 市民協働推進課

も く じ

ページ

1. 町会・自治会とは？	1
2. 町会自治会連合会とは？	1
3. 町会・自治会の主な活動例	2
4. 会長・役員のがげ	3
5. 組織運営	4. 5
6. 町会・自治会活動保険	6. 7
7. 地縁による団体と認可地縁団体	8. 9
8. 加入促進	10
9. 町会・自治会担当職員	11
10. 町会・自治会各種補助金	12~15
11. 町会・自治会とかかわりの深い市の業務と担当課	16. 17

1. 町会・自治会とは？

一定の地域に住む人々が日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域に共通するさまざまな課題を協力して解決し、ふれあいのある快適なまちづくりを目指して自主的に活動している住民自治組織です。

八潮市では、1町会・自治会の認可基準を100世帯としています。

2. 町会自治会連合会とは？

町会・自治会の自主性を尊重し、健全なる発展と相互の連絡協調を図ることにより、市民の福祉増進及び市の進展を期することを目的に、各町会・自治会長で構成された組織が、町会自治会連合会です。

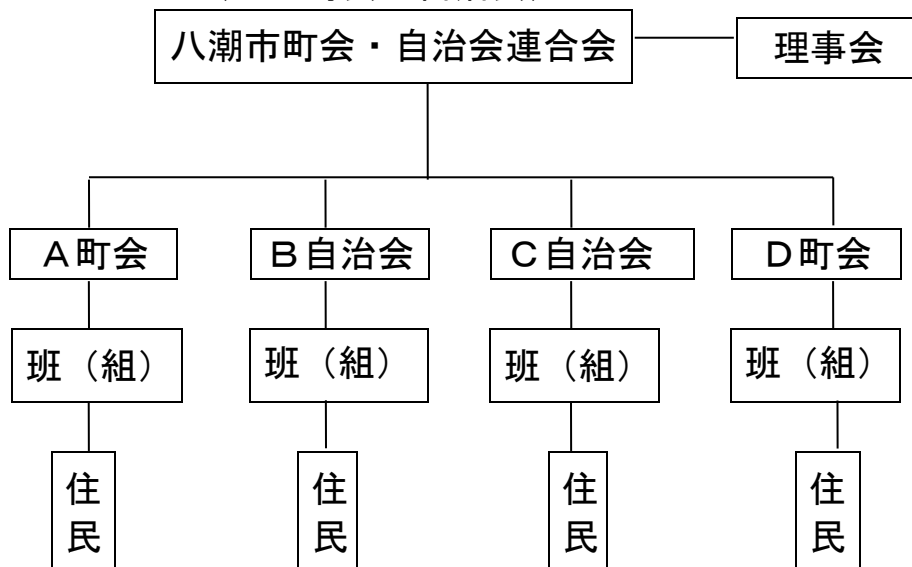
町会自治会連合会の役員は、八條、潮止、八幡の3地区から各町会・自治会長の互選により、各地区から3名ずつ選出され、会長1名、副会長2名、会計1名、監事2名、理事3名を決定し、会の運営を行うとともに、行政との連携や町会・自治会活動全般について、協議・調査・研究を行っています。

◎主な事業

- ・総会（5月）、理事会（年5回程度）、全体会（9月頃）、地域会議（2月頃）、視察研修（11月）、講演会（1月）など

《八潮市町会・自治会連合会組織図》

（44町会・自治会）



3. 町会・自治会の主な活動例

地域を快適で住みやすくするために、地域の皆さんが協力して、様々な活動を行っています。活動は地域によって異なりますが、おおむね次のような活動を行っています。

(1) レクリエーション・福利厚生

様々な活動や行事を通じて、住民相互の交流を深め、楽しさや心のふれあいを発見する場です。

- ①運動会や健康体操などのスポーツ活動
- ②盆踊りや夏祭りなどの地域まつり
- ③世代間交流イベントなどの交流活動
- ④敬老会の開催
- ⑤地域への広報活動
- ⑥集会所建設や改修及び維持管理

など……



(2) 生活環境整備

住みよい生活環境を整えるために、地域の中で住民の皆さんが協力して、解決する共通課題は、おおむね次のような課題です。

- ①防犯灯の設置及び維持管理
- ②防犯パトロールなどの防犯活動
- ③交通安全に関する活動
- ④子どもや青少年の育成活動
- ⑤高齢者などへの福祉活動
- ⑥資源回収などのリサイクル活動
- ⑦花壇づくりや植樹などの緑化活動
- ⑧道路や公園などの清掃活動
- ⑨防災訓練や備蓄品の点検などの防災活動

など……



4. 会長・役員的心かけ

町会・自治会は、子どもからお年寄り（老若男女）まで、多くの方々に構成される組織です。

その代表である町会・自治会長や役員の役割は大変重要です。町会・自治会内をまとめ、活動を行っていくためには、会長や役員は次のようなことを心がけましょう。

(1) 言動には責任を持つ

町会・自治会活動は、自発的な活動です。いやいや引受けたとしても、一旦引受けたからには責任を持ってやり遂げます。

(2) プライバシーは必ず守る

住民の秘密やプライバシーを知る機会も増えてきます。興味本位に口外することなく、秘密やプライバシーは絶対に守ります。

(3) ひとりで抱えず、分担する

自分一人で抱え込まずに、それぞれの得意分野で仕事を分担します。

(4) 幅広い住民参加のための工夫

町会・自治会活動は、住民の総意を常に反映させ、多くの住民の参加を得るために創意工夫に努めます。

(5) 相手の立場や考え方を尊重

町会・自治会活動を進める上では、民主的に、多くの会員と十分に話し合い、お互いを認め合い、理解し合って活動を進められるように心がけます。

(6) 子どもたちも参画

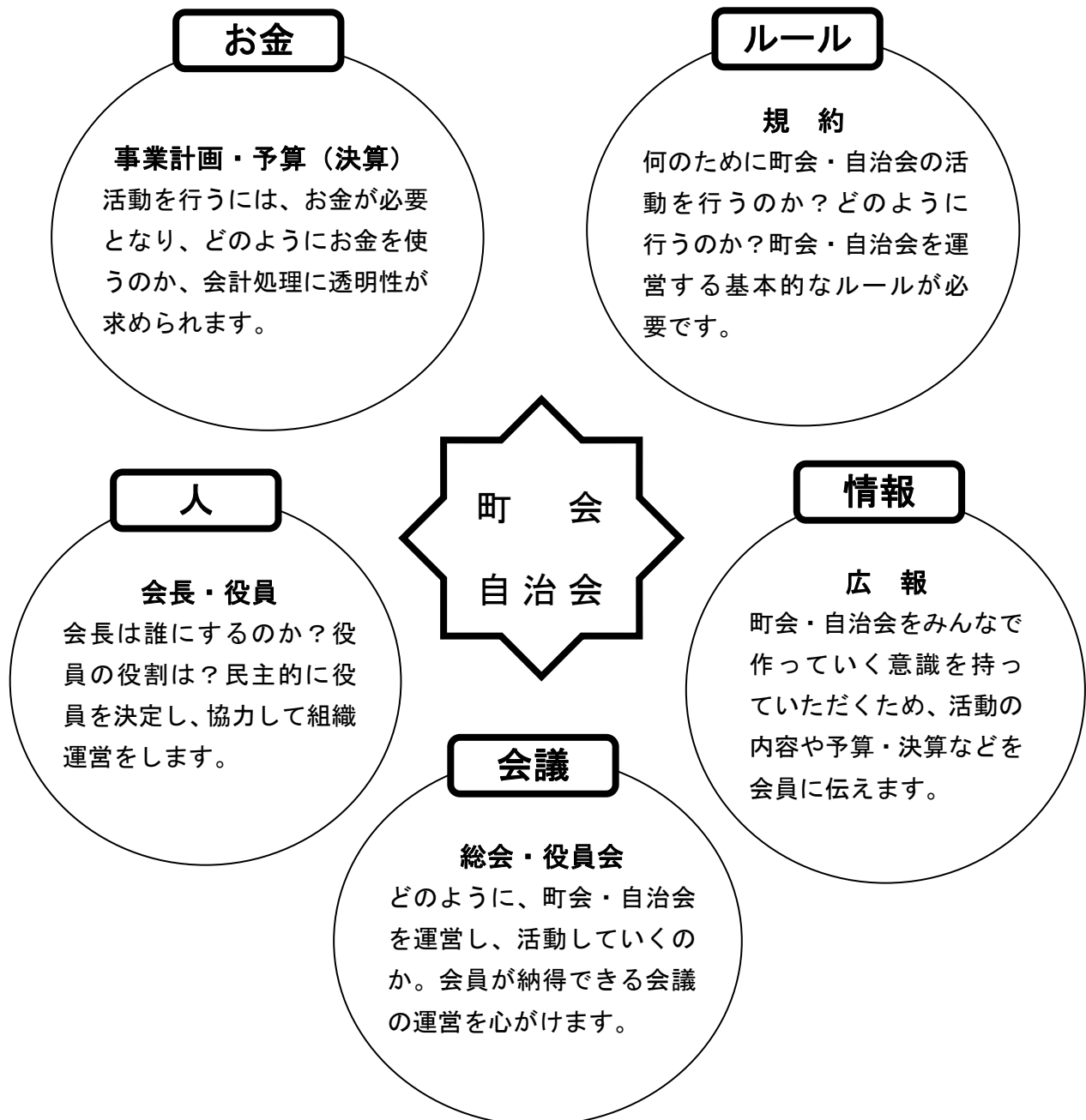
子どもの考え方を聞いたり、子どもに参画してもらうことにより、大人も改めて町会・自治会活動を見直す機会が得られます。

5. 組織運営

多くの人々が参加する町会・自治会活動を円滑に行うためには、住民に開かれたし
っかりとした組織運営が大切です。

(1) 組織運営に必要なもの

それぞれの町会・自治会によって、組織の運営は様々です。皆さんが参加する町
会・自治会の組織運営に必要なものを紹介します。

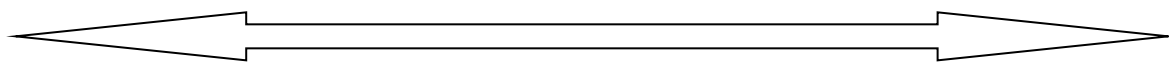


(2) 町会・自治会の1年

町会・自治会では、1年間を通じ、さまざまな行事が行われます。
多くの町会・自治会は、4月に始まり3月で終わる事業計画や予算を組んで、年度当初に総会に諮り承認（決定）してから活動が始まります。

◎年間行事例

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
役員会 総会	ゴミO運動		夏祭り	盆踊り大会	敬老会	市民体育祭	バス旅行 防災訓練	クリスマス会	新年会 餅つき大会		総会準備



・毎月

第二土曜日役員会・第一日曜日公園清掃・第三水曜日ふれあいサロン・第四日曜日資源回収など

・随時

防犯パトロール・子ども見守り隊・防犯灯・防災訓練及び備蓄品点検・掲示板点検・道路及び水路清掃・広報紙作成など

※ 以上の活動や行事等がありますので、計画的に運営を図ってください。

※ 多くの人に参加できるような活動を心がけましょう。



6. 町会・自治会活動保険

町会・自治会連合会では、町会・自治会活動において、思いがけない事故や損害が生じた場合に対処するため、自治会活動保険に加入しています。

なお、自治会活動保険への加入については、各町会・自治会単位で任意加入となっています。

※毎年、11月1日が、更新時期となっています。なお、新規加入の場合は、年度途中からでも加入することができます。

(1) 補償内容

①賠償責任

町会・自治会活動に従事、参加している間に、他人や物に損害をあたえてしまった時

②傷害見舞費用

住民の親族（当該町会・自治会に生活の本拠を有さない親族）及び町会・自治会から依頼された者が、町会・自治会参加中にケガや死亡した時

③傷害

町会・自治会活動に従事、参加している間に、ケガまたは死亡した時

④費用損害

町会・自治会活動の開催において、降水（雨及び雪など）により、屋外で行う行事が中止または延期となり、費用損害が生じた時（但し、全額ではありません）

(2) 保険料

保険料は、町会・自治会に加入している世帯数で計算されます。

また、1世帯ごとの保険料の金額は、補償内容のランクによって異なります。

費用損害は町会・自治会単位で計算されます。

(3) 申込み関係

◎申込みは、八潮市町会・自治会連合会事務局へ

◎保険内容についての、質問や相談は直接契約保険会社へ連絡してください。

◎万一事故が起きたときは、直ちに契約保険会社に連絡してください。遅れますと保険金が支払われないことがあります。

契約保険会社連絡先

〒354-0013

富士見市水谷東2-25-5-201

(有)OFFICE A.G. 総合保険

TEL 048-476-0025

FAX 048-476-3518

八潮市町会自治会連合会事務局（市民協働推進課）

TEL 048-996-2111 内線465

FAX 048-995-7367

7. 地縁による団体と認可地縁団体

(1) 地縁による団体と認可地縁団体

①地縁による団体とは・・・

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」で、その区域に住所を有することのみを構成員の資格としている団体のことを言います。

②認可地縁団体とは・・・

地縁による団体のうち、市長の認可・告示を受け、法人格を得た団体のことを言います。

(2) 認可地縁団体の目的

地縁による団体が法人格を取得することで、継続した活動基盤の確立、法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、法律上の責任の所在の明確化、個人財産と法人財産との混合防止、対外的な信用の獲得など、数多くの恩恵を受ける可能性があり、地域活動のより一層の活性化が期待されます。

また、これまでは、不動産を保有するために認可を受ける必要がありましたが、令和3年11月の地方自治法の改正により、地縁による団体は不動産等の保有（予定）の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために、認可を受けることが可能となりました。

(3) 認可の要件

地縁による団体が認可を受けるには、次に掲げる4つの要件を満たす必要があります。

- ①その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること
- ②その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
- ③その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること
- ④規約を定めていること

※手続きについては、事前に市民協働推進課に相談してください。

◎町会・自治会規約（会則）に定めなければならない事項は、次のとおりです。

- － 目的
- － 名称
- － 区域
- － 主たる事務所の所在地
- － 構成員の資格に関する事項
- － 代表者に関する事項
- － 会議に関する事項
- － 資産に関する事項

8. 加入促進

まちを良くするためには、皆さんの参加と協力が必要です。町会・自治会に対する住民の関心を深め、より多くの参加を促すため、未加入者や転入者が加入しやすい雰囲気づくりやきっかけづくりに努めましょう。

①ある町会では…

◎引っ越してきた方に、あいさつ状を！

新しく引っ越してきた方のために、町会長名、班長名の名前や連絡先などを記入したあいさつ状を作成しています。「不明な点などはご遠慮なく」と記載し、班長が持参して、町会活動の内容もお知らせすると、町会の大切さを理解され加入促進に効果的です。

◎「ちょっとなら」のきっかけでコミュニティ！

「ちょっとなら」の気持ちで町会の活動に参加しました。たまたま、その反省会があり、活動をやり遂げた達成感とともに、今まであいさつを交わす程度だった人たちと地域の話で盛り上がり、いつの間にかみんなと一緒にコミュニティ活動ができました。「ちょっとなら…」「私にできることなら…」と思っている人は、たくさんいるはずです。

②ある自治会では…

◎協力してもらった人には感謝の言葉を！

活動後、協力してくれた人や頑張ってもらった人には、自治会の広報紙で感謝の言葉を掲載したり、協力してくれた人を紹介することで、その人の励みとなり、他の人からは「今度は協力するからね」などの言葉もいただけます。



9. 町会・自治会担当職員

この町会・自治会担当制は、まちづくりを進めるにあたり、市民の視点に立った行政運営ができるように市と町会・自治会が連携を図りながら、行政が町会・自治会を理解し、町会・自治会が行政を理解していただけるよう、担当職員の協力を得て、町会・自治会の皆さんと市が一体となって協働のまちづくりを進めるため、市職員を各町会・自治会に配置しているものです。

◎業務内容

①市の施策や情報提供

②町会・自治会から市に対する意見等を担当課へ伝える

③その他、町会・自治会との連絡調整

※担当職員2名で対応します。

※総会及び役員会等に参加して、市の施策や情報の提供を行います。

※町会・自治会からの提言やアイデアなどを出していただき、市の施策に反映していきます。

10. 町会・自治会各種補助金

町会・自治会活動を援助するため、以下の補助金等を交付しています。

(1) 町会・自治会事業補助金

町会・自治会活動を援助するため、毎年4月1日現在の加入世帯数を対象に、1町会・自治会均等割120,000円と1世帯当たり年額650円を交付します。

(担当課：市民協働推進課)

※補助の対象となる町会・自治会は、当該年度の4月1日時点で、町会・自治会を設立していること。

例：300世帯で構成されている町会・自治会の場合

$$120,000円 + (650円 \times 300世帯) = 315,000円/年$$

(2) コミュニティ活動推進事業補助金

地域のコミュニティ活動の拠点となる施設の整備で、ソフト事業（世代間交流、防犯・防災活動など）を組み合わせる効果的に実施するハード事業です。新たな集会所等を整備するため、建設費（外構工事・設計費などを除く）の4分の3以内で補助限度額を1,000万円として交付します。

この補助金は、埼玉県の補助金と併せて行っております。

なお、この補助金の交付を希望する場合は、事前に担当課にご相談ください。

(担当課：市民協働推進課)

例1：建設費が2,000万円の場合

$$2,000万円 \times 3/4 = 1,500万円$$

補助限度額1,000万円が補助金の額となります。

例2：建設費が1,200万円の場合

$$1,200万円 \times 3/4 = 900万円$$

900万円が補助金の額となります。

(3) 町会・自治会掲示板作製事業補助金

町会・自治会や行政の広報の周知を図るため、掲示板作製に対し、作製にかかった費用の3分の2以内で補助限度額を1基あたり2万円として交付します。

なお、この補助金の交付を希望する場合は、事前に担当課にご相談ください。

(担当課：市民協働推進課)

例1：作製費が45,000円の場合

$$45,000円 \times 2/3 = 30,000円$$

補助限度額20,000円が補助金の額となります。

例2：作製費が27,000円の場合

$$27,000円 \times 2/3 = 18,000円$$

18,000円が補助金の額となります。

(4) 町会・自治会館施設整備事業補助金

町会・自治会館（集会所）施設を維持するための整備事業として、増改築や電気設備並びに給排水などの工事費等に係る費用の3分の1以内で10万円以上150万円を補助限度額として交付します。

なお、この補助金の交付を希望する場合は、事前に担当課にご相談ください。

(担当課：市民協働推進課)

例1：整備事業費（外装・屋根葺替え及びトイレ改修）が480万円の場合

$$480万円 \times 1/3 = 160万円$$

補助限度額150万円が補助金の額となります。

例2：整備事業費（外装工事）が150万円の場合

$$150万円 \times 1/3 = 50万円$$

50万円が補助金の額となります。

例3：整備事業費（畳替え工事）が27万円の場合

$$27万円 \times 1/3 = 9万円$$

10万円以下のため補助金の対象外となります。

(5) コミュニティ助成事業助成金（宝くじ助成事業）

町会・自治会（コミュニティ）活動に必要な施設及び設備の整備（お祭り道具、運動会のテント、机、イスなど）事業に係る費用で100万円以上250万円（10万円単位）を補助限度額として交付します。

なお、この補助金の交付を希望する場合は、事前に担当課にご相談ください。
（担当課：市民協働推進課）

例1：整備事業費（やぐら・太鼓・テントなど）が285万円の場合

$$285万円 \times 10/10 = 285万円$$

補助限度額250万円が補助金の額となります。

例2：整備事業費（テント・机・椅子など）が165万円の場合

$$165万円 \times 10/10 = 165万円$$

10万円単位なので160万円が補助金の額となります。

(6) 町会自治会地域づくり活動促進事業補助金

各町会・自治会の会館で実施し、町会・自治会の未加入者であっても参加可能な新規事業に係る費用の4分の3以内で20万円を補助限度額として交付します。

なお、この補助金の交付を希望する場合は、事前に担当課にご相談ください。
（担当課：市民協働推進課）

例1：映画上演会の実施において事業費が30万円の場合

$$30万円 \times 3/4 = 22万5千円$$

補助限度額20万円が補助金の額となります。

例2：英語教室の実施において事業費が20万円の場合

$$20万円 \times 3/4 = 15万円$$

15万円が補助金の額となります。

(7) 町会・自治会防犯灯補助金（交通防犯課所管補助事業）

夜間屋外における犯罪等を防止する目的のために設置している防犯灯に対し、その設置・維持管理にかかった経費について補助金を交付するものです。

設置 費用の3分の2 限度額1基あたり6万円
ただし、LED灯の場合は全額補助 限度額1基あたり8万円

修繕 費用の3分の2 限度額1基あたり2万円
ただし、独立柱の撤去または建替えの場合は全額補助
限度額1基あたり20万円

電気料 費用の全額
・防犯灯の管理は、受益地域の町会自治会等が行う。
・防犯灯の適合規格は、10W相当から100W相当、原則として、推奨する光源はLED灯になります。

(8) 自主防災組織育成補助金（危機管理防災課所管補助事業）

自主防災組織育成補助金は、八潮市自主防災組織届出書により届出のあった自主防災組織に対し、補助金を交付します。

- ・自主防災組織の運営や防災訓練活動に関する経費に対し、10万円から13万円を補助限度額として交付します。
 - ・新規設立の自主防災組織には、運営や防災訓練活動の補助金に加え、資機材の購入に関する経費に対し、設立初年度は、10万円から30万円限度として、設立翌年から5年間に限り、一律5万円を補助限度額として交付します。
- ※補助金の交付額は構成世帯数で異なります。

11. 町会・自治会とかかわりの深い市の業務と担当課

八潮市役所 代表電話番号 996-2111

● 生活関連

業務内容	担当課	内線
出生、死亡、婚姻、住民登録、印鑑登録等	市民課	210
休日診療、母子手帳等	健康増進課 (保健センター)	812

● 環境関連

業務内容	担当課	内線
公害、衛生、清掃、ゴミ回収等	環境リサイクル課	285
公園の使用許可、管理等	公園みどり課	320
景観	都市デザイン課	346

● 教育関連

業務内容	担当課	内線
就学援助・奨励、教育資金教育施設等	教育総務課	361
通学、学校給食等	学務課	366

● 建設関連

業務内容	担当課	内線
道路、水路等	道路治水課	425
建築、耐震等	開発建築課	468

● 福祉関連

業務内容	担当課	内線
生活保護、民生委員・児童委員等	社会福祉課	316
高齢者福祉、保険給付、要介護認定等	長寿介護課	447

● 税金関連

業 務 内 容	担 当 課	内 線
市税の額等	市民税課	206
土地、家屋等	資産税課	333
市税の納付等	納税課	207
国保の額等	国保年金課	833

● 災害時

業 務 内 容	担 当 課	内 線
地震・大雨の災害等・自主防災	危機管理防災課	305

● 防犯等

業 務 内 容	担 当 課	内 線
防犯灯、交通安全等	交通防犯課	397

● その他

業 務 内 容	担 当 課	内 線
予算・決算等	財政課	306
給水、取水、料金等	水道部	369
防火、火災、危険物、救急等	消防本部	455

